

国分寺市教育委員会議事録 - 第6号

会議の種類 第4回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 平成30年4月26日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 5階 教育資料室

会議の出席者

教育長 古屋 真 宏

(教育委員)

教育長職務代理者 富山 謙 一

委員 高橋 道 子

委員 戸塚 晃

委員 佐久間 博 美

(職員)

教育部長 堀田 順 也

教育総務課長 日高 久 善

学務課長 中島 弘 美

学校指導課長 松浦 素 明

統括指導主事 大島 伸 二 (午前10時20分退出)

指導主事 關 友 矩

指導主事 三浦 尚 介

社会教育課長 千葉 昌 恵

ふるさと文化財課長(統括) 櫻井 明 徳

公民館課長兼本多公民館長 山崎 明 子

恋ヶ窪公民館長 野中 哲 也

光公民館長 久保 祐 司

もとまち公民館長 豊泉 早 苗

並木公民館長 本望 慎 一

図書館課長兼本多図書館長 藤川 浩 二

書記 千田 孝 一

書記 大嶽 みなみ

傍聴者 7名

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣し、署名委員として2番高橋委員、4番佐久間委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

・平成30年2月22日開催の平成30年第2回国分寺市教育委員会定例会議事録第4号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。さわやかな朝を迎えました。このような日が続くと良いですね。本年度第1回目の定例会となります。4月6日及び7日は、小・中学校の入学式に出席いただきありがとうございました。各学校とも新たな体制で順調なスタートを切ったところでございます。本年度も実り多き1年となることを願い、また努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔議事〕

1 議案第22号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

平成30年4月1日より総合教育担当課長を廃止するに当たり、その分掌事務について国分寺市教育委員会事務局処務規則から削除するため、緊急に同規則の一部改正を行う必要があり、専決処分したものである。

教育総務課長 本案につきましては、3月23日に内示した4月1日付け人事異動を受けまして、規則を改正したものです。

規則の改正に当たっては、市長部局の法務担当と調整し、3月30日付けで公布を行いました。このため国分寺市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項に基づき、教育長による専決処分を行いました。このことから、同規則同条第2項により、教育委員会の承認を求めるものです。

詳細については、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。昨年、教育部総合教育担当課長の分掌事務について規定させていただきましたが、教育部総合教育担当課長を廃止することになったため、第4条第2項及び別表第2を削除し、別表第1を別表に改めるものでございます。

(意見・質疑の要旨)

教育長 1点確認だけなのですが、人事異動等もありまして職を廃止することになりました。総合教育担当課長が担っていた分掌事務の内容について、教育部長等が担うことになると思うのですが、どのような扱いになるのか御説明をお願いします。

教育総務課長 別表第2の第4条関係の分掌事務(1)につきましては、教育部長が担当いたします。(2)につきましては、ふるさと文化財課長が担当いたします。

教育長 業務に支障はないということですね。

教育総務課長 支障はございません。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

2 議案第 23 号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

1月1日付けで昇任した職員の考課者を変更するため、国分寺市職員人事考課規程が平成30年4月1日に施行されることに伴い、緊急に国分寺市教育委員会職員人事考課規程の一部改正を行う必要があり、専決処分したものである。

教育総務課長 本案は、市長部局にて市長決裁により国分寺市職員人事考課規程が改正されたことから、国分寺市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項に基づき、教育長による専決処分を行いました。このことにより、同規則同条第2項により、教育委員会の承認を求めるものです。

詳細については、2枚おめくりいただきまして新旧対照表をご覧ください。別表の備考欄でございますが、1月1日付けで昇任したときの考課者につきまして、昇任後の職位の直属の上司から昇任前の考課者に変更するものでございます。

(意見、質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

3 議案第 24 号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

平成30年4月1日より給食費を改定するため、緊急に国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の一部改正を行う必要があり、専決処分したものである。

学務課長 国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の一部改正につきまして、国分寺市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして、教育委員会の承認を求めるものです。

こちらにつきましては、平成30年1月25日に開催されました教育委員会定例会において、給食費について御協議いただいた内容となります。3月の平成30年国分寺市議会第1回定例会での平成30年度予算の成立を受けまして、専決処分をさせていただいたものです。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。改正内容は2点ございます。1点目は、文言整理といたしまして、第14条中の法律名の後ろに法令番号を加えさせていただいております。2点目といたしまして、月額給食費及び日額給食費の改定をさせていただいております。

(意見・質疑の要旨)

教育長 教育委員会定例会で御協議いただきました内容に基づいて、今回このように改正をさせていただきました。改正の目的が安全・安心な給食を子どもたちに提供することですので、それに基づいて給食を実施するとともに、改正によって給食が充実した部分を保護者や子どもたちに発信をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

4 議案第 25 号 専決処分の承認について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則(平成 25 年教委規則第 5 号)第 4 条の規定に基づき、平成 30 年 4 月 1 日より委員の任命を行う必要があり、専決処分したものである。**統括指導主事** このたびコミュニティ・スクール協議会委員について、3 月 22 日に開催されました前回の教育委員会定例会でも提案をさせていただきましたが、役職による充て職のため空欄になっていた委員についても決定いたしました。

1 枚おめくりください。第七小学校、第八小学校及び第九小学校のコミュニティ・スクール協議会委員候補者名簿が記載されておりますが、名簿の中で網かけになっている部分が新たに決定した委員でございます。

(意見・質疑の要旨)

佐久間委員 今回の承認のこととは直接関係はないことなのですが、委員の任期のことで少しお伺いします。

コミュニティ・スクール協議会委員の任期は 1 年となっております、再任を妨げないことになっていますが、再任回数を目安はあるのでしょうか。

統括指導主事 再任の回数を限定した規定はございません。

佐久間委員 少し思うところがありまして、今回候補者としてお名前の挙がっている方々につきましても、平素より学校運営に御協力いただいて推薦されている方々ですので、引き続きお願いできることはありがたいと思っております。今後、コミュニティ・スクールが長く続いていく、将来のことを考えての話なのですが、例えば校長が代わって、なるべく多くの地域の方に関わっていただきたい、新たなメンバーにも加わっていただきたいという考えをお持ちになったとしても、例えば交代の目安がないと、長く御尽力いただいている方に対して交代してくださいとは申し上げにくいのではないかという気がしております。コミュニティ・スクールが始まって数年がたちまして、地域の方々の御協力のおかげで今とても順調に運んでいると思っております、現時点で再任回数を目安について検討してみるとよいのではないかと思います、少し発言をさせていただきました。

統括指導主事 委員のおっしゃるとおり、やはり多くの方々の御意見が大切だと思います。ただ、コミュニティ・スクールの性質上、やはり学校のことや地域のことをよく知っている方をお願いしたいというところもありますので、委員を継続する期間が長くなる部分も出てくるのではないかと考えております。委員の任期は 1 年と定めており、また再任の際には学校で、事務局も一緒に考えながら詰めておりますので、佐久間委員の貴重な御意見を学校にも伝えながら、今後について多くの御意見を得るためにどのようにしたら良いかというところも踏まえて考えていきたいと思っております。

佐久間委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

教育長 コミュニティ・スクールの性質上、校長が代わってもこれまでどおり地域の学校として運営をしていくという視点も、校長の学校経営方針に基づいて運営をしていくことも大切です。そのあたりを考えながら再任の回数等も十分に教育委員会としても事務局としても検討していけたらと思っております。よろしくお願いたします。貴重な御意見を

ありがとうございました。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

5 議案第 26 号 平成 30 年度国分寺市一般会計補正予算案について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 教育委員会の平成 30 年度一般会計補正予算案、6 月の平成 30 年国分寺市議会第 2 回定例会の提案分につきましては、債務負担行為 1 課 2 件、歳入 2 課 4 件、歳出 3 課 7 件となっております。

まず 1 ページ、総括表の債務負担行為をご覧ください。2 件ともエアコンの借上げです。1 件は第七小学校の普通教室に、2 件目は第一中学校の音楽室にそれぞれ 10 年リースで設置するものでございます。

歳入につきましては、教育総務課より御説明いたします。歳出につきましては、各主管課から御説明いたします。

歳入をご覧ください。歳入につきましては、学校指導課 2 件、社会教育課 2 件の 4 件でございます。

まず学校指導課の 1 件目ですが、都支出金の教育費委託金として教育方法等改善研究委託金 90 万円の増額補正をするものでございます。増額理由は、第三中学校を拠点校とする道徳教育推進拠点校事業委託金として 20 万円、第七小学校をアワード校とするオリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金として 20 万円、プログラミング教育推進校事業委託金として推進校 1 校分の 50 万円、合計 90 万円です。

2 件目は、同じく都支出金の教育費委託金として教育事務事業費委託金です。こちらは事務処理の特例条例に基づく事務費等交付金として 581 万 3,000 円の増額補正をするものです。内容としましては、スクール・サポート・スタッフ配置事業交付金 477 万 2,000 円、区市町村立学校臨時職員賃金等交付金 104 万 1,000 円です。

続きまして社会教育課です。1 件目は国庫支出金の委託金です。都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業委託金として 124 万円の増額補正をするものです。

2 件目は、諸収入の雑入です。行事等参加者徴収金ですが、わんぱく学校宿泊実習参加者負担金として 14 万 4,000 円の増額です。

続きまして歳出の説明に移らせていただきます。

まず教育総務課です。小学校費、学校管理費、小学校の運営に要する経費の使用料及び賃借料です。債務負担行為で御説明いたしました第七小学校のエアコンリースになります。老朽化により能力不足のため入れ替えを行うもので、16 万 4,000 円の増額補正をするものでございます。

続きまして中学校費、学校管理費、中学校の運営に要する経費の使用料及び賃借料です。同じく債務負担行為で御説明いたしました第一中学校のエアコンリースになります。こちらは故障により修理不能となりまして入れ替えを行うもので、39 万 8,000 円の増額補正をするものでございます。

学校指導課長 東京都教育委員会の事務処理の特例条例に基づく事務事業費について 581 万 3,000 円の増額補正をお願いいたします。理由につきましては、東京都の働き方改革の一環として、教員の業務負担軽減を図ることを目的としたスクール・サポート・スタッフを臨時職員として学校に配置することで、このたび市内 8 校が対象となりました。もう 1 点の理由は、第二小学校が 27 学級、第四小学校が 30 学級となり 27 学級以上の学校は規模補正定数対象校で、東京都の臨時職員賃金等交付金対応校として臨時の事務職員を任用することができます。いずれの賃金も東京都から交付され、東京都の 10 分の 10 の補助率でございます。

続きまして道徳教育推進拠点校事業について 20 万円の増額補正をお願いいたします。こちらも東京都の 10 分の 10 の補助率でございます。拠点校である第三中学校は昨年引続き指定を受けたものでございます。特別の教科道徳の実施に向けて指導内容等の先行実施を行うなど、道徳教育の先進的な研究開発を行い、市内の道徳教育の中核的な役割を担う学校として研究を行います。

続きましてオリンピック・パラリンピック教育推進校事業について 20 万円の増額補正をお願いいたします。補助率は東京都による 10 分の 10 でございます。このたび第七小学校がオリンピック・パラリンピック教育アワード校として指定を受けました。アワード校は昨年度優れたオリンピック・パラリンピック教育を行った学校を顕彰するとともに、今後一層推進し、取組成果を他校に普及啓発する役割を担っております。

続きましてプログラミング教育推進校事業について 50 万円の増額補正をお願いいたします。補助率は東京都による 10 分の 10 でございます。このたび第六小学校が東京都のプログラミング教育推進校として 2 年間の期間で指定を受けました。新学習指導要領に含まれるプログラミング教育を推進するに当たり、企業等の支援団体等と小学校との効果的な連携を推進し、公開授業や成果報告会等を実施して、普及啓発を図ることを目指しているものでございます。

社会教育課長 青少年対策費について 138 万 4,000 円の増額補正をするものでございます。この事業については、現行のわんぱく学校を活用し、総務省による都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業に友好都市である飯山市と協力して応募を行いました。審査の結果、事業採択がなされ飯山市との交流事業を実施するための事業費でございます。報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料についてそれぞれ 17 万円、1 万 3,000 円、5 万 5,000 円、2 万 5,000 円、40 万円、72 万 1,000 円の増額補正をさせていただくものでございます。

(意見・質疑の要旨)

戸塚委員 社会教育課の部分で、飯山市と協力した交流事業を実施するということなのですが、具体的にはどのような事業を考えているのか、実施時期、内容、参加予定人数等の具体的な話がもし分かれば教えてください。

社会教育課長 こちらの事業につきましては、総務省で地域と地域の交流事業ということで、友好都市である飯山市と協力いたしまして、事業の設計をさせていただきました。わんぱく学校の中で体験授業を行っておりますので、野外活動等体験授業を通して子どもたちに豊かな体験をしてもらうことを目的とする青少年育成事業となります。時期につきましては、現在決定しているわんぱく学校のスケジュールの中の 1 日程を変更して 1 泊 2 日の事業とさせていただきたいと考えております。具体的には 10 月 14 日の事業日程を、10

月13日の土曜日から14日までの2日間に変更することを現在考えております。人数については、わんぱく学校の定員が40人、青少年地域リーダーの定員が20人となっておりますが、現在、応募されている人数が定員より若干足りませんので、実際は少し少なくなると思います。全体で子どもたち60人を予定した事業となっております。

戸塚委員 10月13、14日を予定とする1泊事業ということなのですが、国分寺市の児童と生徒が飯山市に行き、飯山市の児童や生徒と一緒にキャンプを行うこと等を考えていらっしゃるのでしょうか。それとも反対に飯山市の児童や生徒が国分寺市に来て一緒にキャンプみたいなことをする等ということなのでしょうか。

社会教育課長 国分寺市の子どもたちが飯山市に行きまして、飯山市の自然体験等を行わせていただくという事業になっております。また、人数は確定していませんが、飯山市の小学生や中学生等と一緒に交流をする事業となっております。稲刈り、リンゴ狩り、キノコ狩り、マイ箸作り、収穫したリンゴでのジャム作り等を体験する事業となっております。

佐久間委員 学校指導課のスクール・サポート・スタッフの配置なのですが、8校が支援事業対象として認められていますが、その基準というのはどのようになっていますでしょうか。

学校指導課長 学校からの申請に基づいて東京都に提出をいたしました。東京都からは、東京都も予算がありますので、国分寺市としては8校ということで指定されたものでございます。

富山委員 関連しての質問です。学校の中にスクール・サポート・スタッフ配置されたことは、教員の働き方改革という観点から大変良いと思っております。学校では例えばテスト用紙を印刷する、採点をしてもらう、校外授業や行事への引率の応援を頼むことは、欧米に比べて大変実施が難しいという実態があると思います。スクール・サポート・スタッフの方に、具体的にはどのようなことの依頼が可能なのか、それが1点です。

もう1つは、スクール・サポート・スタッフ配置されたときに、予算措置がされても任用すると配置が難しい、教育委員会が選んでそこに充てるのか、学校自身が自主努力をして充てるのか、そのあたりも含めて課題がありましたら教えていただきたいと思っております。

学校指導課長 スクール・サポート・スタッフ配置事業の目的は、各学校に非常勤職員を配置することによって、これは働き方改革の一環でございますが、教員の業務の負担軽減を図っていくことです。教員がより児童・生徒への指導や教材研究等に力を注げる体制を作るために、スクール・サポート・スタッフについては、教員からの指示を受けて学習プリントの印刷・配付の準備、授業準備や採点業務の補助、これは授業準備を完全に行うのではなくその補助をする、採点業務もあくまでも補助であるということになります。そのようなことを手伝うことによって、教員が教材研究や子どもと向き合う時間を少しでも多く確保するというようになっております。個人情報等も扱いますが、当然非常勤職員であっても地方公務員法の適用を受けますので、守秘義務等は発生いたします。

想定いたします人ですが、特に教員免許等はなくともそのような事務作業に長けている方が学校としてはありがたいと思っておりますし、教員とよくコミュニケーションを取れる人材が見つけられれば良いと思っております。

課題ですが、これは教育委員会で募集して配置するよりも、むしろ学校の中である程度人間関係が構築できている方、例えば地域の方などをお願いできればありがたいと思っておりますが、先ほどお話ししたことに長けている方がすぐ見つかるかどうかは課題になっ

てくるところではないかと考えております。

富山委員 印刷や授業準備など、学校の先生は1時間の授業に対して非常に手間暇と時間をかけて行います。そのようなところにスタッフがいてくれて手助けしていただけるならば、先生が教材研究あるいは子どもと向き合える時間が確保される、そのことによって授業の質が高まっていくことは非常に期待されて良いと思っております。よろしく申し上げます。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

6 議案第 27 号 小学校給食調理業務に係るアウトソーシング実施計画（案）について ＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

アウトソーシング基本方針に基づき、市立小学校給食調理業務委託に係る実施計画を決定する必要がある。

学務課長 こちらにつきましては、平成 28 年 12 月 26 日開催の教育委員会定例会におきましてアウトソーシングの案を教育委員会で決定していただきまして、行政改革推進本部へ提案をしていたところです。しかしながら行政改革推進本部では実施時期の前倒し等御意見がありましたので、市長部局等と協議を行った結果、内容の変更が生じたので再提案をさせていただくものとなります。

これまでの計画に基づきまして、小学校 5 校におきましては給食調理業務の委託を実施し、安全・安心な給食の提供が行われており、検証等も行っているところです。

今回の計画ですが、安全・安心な給食が提供できていることが確認をされておりますので、給食調理業務内容につきましては変更はございません。年次スケジュールを変更したこと、委託後の検証方法を 1 つ追加させていただいたことが大きな変更点となっております。

なお今回の計画案につきましては、前回提出させていただいたものに検証結果を加えるなど、計画書の作り方も変更してございますので、御確認をいただければと思います。

5 ページをご覧ください。本計画の目的です。これまでと同様に、安全でおいしい給食の提供を維持・継続していくこと及び民間委託化によるコスト軽減を目的とした計画となっております。疾病等により急遽欠員が生じた場合にも、受託者の責任においてその補充を保障していただけることで安定した給食の提供につながっていることが、これまで行ってきたことにより確認できておりますので、こちらも目的とさせていただきます。

6 ページをご覧ください。計画期間は平成 30 年度から平成 37 年度までとし、今回この計画がお認めいただけましたら、平成 31 年度から委託化を進めていきたいと考えております。委託化は、市職員の任用替えや配置換え、退職年次等を踏まえまして、段階的に進めてまいりたいと考えております。実施する学校につきましては、これまでと同様に職員数を考慮しまして、年度ごとに教育委員会において決めていただきたいと考えております。

最後に 9 ページをご覧ください。委託後の検証につきまして、1 点新しく記載を加えました。これまででは検証委員会を設けて検証をするところまで計画には盛り込んでおりました。今回はそちらに加え、検証委員会が終わった後につきましても、検証を行っていきたいと考え、小学校の栄養職員、教育委員会配置の栄養士等により、現地を確認した上で衛

生管理やアレルギー対応がしっかりとできているか、委託業務の履行状況の確認を行っていきたくて書かせていただいております。

(意見・質疑の要旨)

佐久間委員 2ページの委託後の評価・検証の部分で、これまで委託してきたことの検証について載せていただいております。検証委員会による履行状況評価、児童アンケート結果及び教職員アンケート結果のいずれも高い評価を得ているということがわかりまして、このことは今後アウトソーシングを進めていく上でコストの削減の実績とともに貴重な判断材料になると思っております。

その中の教職員アンケート結果の内容を見ますと、こちらは抜粋ですので触れられておりませんが、以前伺ったお話によりますと、アレルギー除去食について委託業者としても表示の工夫をして間違えにくいように配慮していると伺ったと記憶しておりますが、現場の先生方の評価はいかがでしょうか。

学務課長 現場の先生にもお話を伺っておりますが、委託業者においてもしっかりと対応いただいているという話を聞いております。また直接事業者と頻繁に話をする栄養士においても、こちらの要望に応えるため、また安全・安心な給食の提供のために日々工夫をいただいていると伺っております。

佐久間委員 ありがとうございます。それを伺って安心しました。次からの委託についても確認を十分にさせていただきながら、進めていただきたいと思っております。

もう1つ伺いたいことがあります。6ページの年次スケジュールの部分で、市職員の任用替えや配置換えという記載がありますが、これまで任用替えや配置換えをしてきた職員の方々は、新たな職場で十分適応されているのかについて伺いたいと思っております。

学務課長 任用替えや配置換えをされた職員とお話をさせていただいておりますが、やはり新しい職場ということで、厳しい部分もあるように感じております。ただ皆さん笑顔で頑張らせていただいていると感じております。

佐久間委員 給食調理員として採用されていらっしゃる方々ですので、これからの方々についても新しい職場でお困りになることのないように、丁寧に話し合って進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

教育長 特に年次スケジュールで、先ほど佐久間委員からもお話がありました職員の任用替えや配置換えについては、1人1人の職員についてしっかりと聞き取りをしながら、お応えをしていくことでぜひお願いしたいと思っております。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

7 議案第28号 平成30年度国分寺市公立学校運営協議会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市公立学校運営協議会設置要綱(平成13年要綱第1-2号)第3条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

統括指導主事 1枚おめくりください。1ページから3ページまでございますが、各校の学校運営協議会委員候補者名簿を添付しております。委員は校長、副校長の異動やPTA

役員の交代なども含め、各校とも昨年度の委員のうち1人から4人程度の方が新規となっております。なお第六小学校と第三中学校については、7人の委員となっておりますが、いずれも次年度に向けて御協力いただける方を検討してまいりたいと思っております。

(意見・質疑の要旨)

教育長 先ほどのコミュニティ・スクール協議会委員と同様に、委員については更新の回数や任命等をぜひ今後も御検討いただきながら進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

8 議案第29号 平成31年度使用教科書の採択要項の制定について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

平成31年度使用教科書の採択要項について、決定する必要がある。

統括指導主事 2枚おめくりいただき、平成31年度使用教科書採択の概要をご覧ください。平成31年度使用教科書については、中学校における特別の教科道徳の教科書、小学校及び中学校における特別支援学級用の一般図書、そして小学校における特別の教科道徳を除く各教科の教科書について採択を行います。

採択までは図の下から上に向かって進めることとなります。中学校における特別の教科道徳の教科書については、各学校における調査研究を行い、教科書調査研究委員会を経て、結果を教科書選定委員会に報告いたします。

特別支援学級用の一般図書については、各特別支援学級設置校におきまして調査研究を教科ごとに進め、その調査結果を教科書選定委員会に報告いたします。

小学校における特別の教科道徳を除く各教科の教科書については、採択手続を一部簡略化して実施をいたします。理由としましては、平成31年度に新学習指導要領に基づく教科書の採択が行われることを踏まえ、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的に平成25年度の検定合格図書等の中から採択を行うこととなるためです。文部科学省からは現行の教科書の4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度の採択における調査研究の内容等を活用することも考えられるとの通知を受けております。このことを踏まえ、今年度は市内小学校長等で組織する教科書調査研究委員会において、現行の教科書の課題について調査研究をし、その結果を7月27日に開催する教科書選定委員会に報告することといたしました。教科書選定委員会では、これらの研究結果をもとに選定資料を作成し、8月8日に開催される教育委員会臨時会に報告し、採択をしていただきます。

なお6月15日から7月5日までの期間は、ひかりプラザにおいて教科書の法定展示会、公民館において市内展示を行う予定です。また7月17日から8月23日までの間は、教育委員の皆様にご覧いただく計画をしております。

資料の2ページ、3ページは採択事務の日程について、4ページには採択要項を記載しております。7ページ以降は、調査研究の進め方や各種様式等を添付させていただきましたので、御確認ください。

(意見・質疑の要旨)

教育長 特に小学校の各教科の教科書につきましては、平成 31 年度の 1 年間の使用のための採択ということになりますので、このようにこれまでの課題を整理する形で進めさせていただけたらと思っております。委員の皆様方には大変御苦勞をおかけしますが、よろしくお願いたします。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

9 議案第 30 号 国分寺市青少年委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市青少年委員の設置に関する条例(昭和 40 年条例第 18 号)第 3 条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

社会教育課長 1 枚おめくりください。平成 30・31 年度国分寺市青少年委員候補者名簿をご覧ください。ナンバー 1 から 11 までの方々については再任でございます。ナンバー 12 の新任の方については、以前青少年委員を 1 期委嘱させていただいた経緯がございます。またナンバー 13 の新任の方については、長きにわたり地域で青少年の活動に携わっていただいております。どちらの方についても、青少年の活動に携わり、指導されている経験がございます。また青少年委員からの信頼もあることから提案させていただいております。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

10 議案第 31 号 欠員補充に伴う国分寺市公民館運営審議会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市公民館運営審議会委員の退任による欠員を補充するため、国分寺市立公民館設置及び運営に関する条例(平成 12 年条例第 6 号)第 8 条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

公民館課長兼本多公民館長 国分寺市の公民館の運営について、調査、審議するため、国分寺市公民館運営審議会を設置しています。このたび委員の欠員が生じたので、欠員補充をお願いするものです。今回、お諮りする委員の任期は、平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までとなります。

1 枚おめくりください。第 2 期国分寺市公民館運営審議会委員候補者名簿です。藤原栄子さんは、第七小学校の校長です。前任の校長の異動に伴い引継ぎになります。

裏面をご覧ください。今回の委員候補者を加えた公民館運営審議会委員の名簿案です。全員で 12 人となります。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

11 議案第 32 号 欠員補充に伴う国分寺市公民館運営サポート会議委員の委嘱について ＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市公民館運営サポート会議委員の退任による欠員を補充するため、国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱(平成 27 年要綱第 2 号)第 3 条により、委員を委嘱する必要がある。

公民館課長兼本多公民館長 各公民館における事業の推進を図り、地域の特色ある公民館づくりの実現に向けて、各公民館に公民館運営サポート会議を設置しております。このたび委員の欠員が生じたので、本多、恋ヶ窪、光公民館で欠員補充をお願いするものです。今回お諮りする委員の任期は、平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までとなります。

1 枚おめくりください。本多公民館運営サポート会議委員候補者名簿です。泉本亜紀子さんは、第二中学校の P T A の副会長です。P T A の役員の交代に伴い前任者からの引継ぎになります。小林卓さんは、第三小学校の校長です。前任の校長が退職したため引継ぎになります。

裏面をご覧ください。今回の委員候補者を加えた本多公民館運営サポート会議委員の名簿案です。全員で 10 人となっております。

恋ヶ窪、光公民館につきましては、各館の館長から御説明させていただきます。

恋ヶ窪公民館長 3 ページをご覧ください。牛山茂さんは、恋ヶ窪公民館で活動されている写友会・四季というグループの方で、前任の利用者代表の方からの交代となります。武内ゆささんは、第五小学校の P T A で役員の交代によるものです。

光公民館長 5 ページをお開きください。原田浩さんは、P T A 会長の交代に伴うものです。橋本弥記さんにつきましては、第八小学校の校長の交代に伴うものです。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

〔協議〕

なし

〔報告〕

1 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料 1 をご覧ください。5 件の寄附がございました。1 件目は、デジタルビデオデッキつきビデオカメラ 1 台、ビデオカメラ用三脚 1 台、映像用ケーブル及び音楽

用ケーブル各1セットでございます。第五小学校への寄附でございます。

2件目は、例年読売センターよりいただき新1年生へ配布している防犯ホイッスルでございます。例年と同じく1,000個の防犯ホイッスルをいただきました。次ページの写真は4月10日に市長に目録をお渡しいただいたときのものでございます。

3件目、フルート1本の寄附です。各公民館で楽器の寄附を募るポスターを貼付した結果、市民の方からいただいたものでございます。第一中学校への寄附でございます。

4件目、こちらも楽器等になりますが、フルート1本、メトロノーム1個、譜面台1本、フルート教本2冊で、第九小学校への寄附でございます。

5件目、第八小学校PTAより演台カバー1枚、花台カバー2枚を第八小学校へ寄附していただきました。

(意見・質疑の要旨)

な し

2 平成29年度国分寺市教育委員会名義後援の承認結果について

(事務局からの説明)

教育総務課長 平成29年度国分寺市教育委員会名義後援の承認結果一覧について、資料2をご覧ください。平成29年度は104件の承認をいたしました。内訳としましては、学校指導課15件、社会教育課86件、ふるさと文化財課3件となっております。平成28年度は106件の承認でしたので、2件減っております。

(意見・質疑等の要旨)

な し

3 平成30年度行政財産の使用について

(事務局からの説明)

教育総務課長 平成30年度行政財産の使用について、資料3をご覧ください。件数は、敷地及び施設の使用として69件、自動販売機の設置として7件、合計76件でございます。昨年度から17件増えております。主な理由としましては、5年間の許可をしている防災備蓄倉庫が更新の年度となったためでございます。

(意見・質疑の要旨)

な し

4 平成30年度児童生徒数・学級数について

(事務局からの説明)

学務課長 4月7日を基準日といたしまして、平成30年度の学級数を確定し、東京都教育委員会へ届出をいたしましたので、御報告をさせていただきます。

小学校につきまして、学級増がありましたのは第四小学校と第七小学校です。学級数の減少がありましたのは、第一小学校、第五小学校及び第九小学校です。普通学級におきましては、昨年度と同様に170学級となっております。特別支援学級におきましては、第四小学校が1学級増となっております。普通学級、特別支援学級全体で学級数の増は1学級、

また児童数については102人増となっております。

裏面をご覧ください。中学校の生徒数及び学級数となっております。こちらにつきましては第一中学校、第四中学校で学級数が1学級ずつ減少しております。特別支援学級につきましては学級数の変更はございません。全体としましては、学級数が2学級減っております。生徒数につきましては38人減少ということとなっております。

(意見・質疑の要旨)

教育長 学務課で推計をしていた人数と比較するとどのような傾向になったのでしょうか。そこだけ教えてください。

学務課長 学務課で見込んでいた人数と大きく数字が変わった学校は、第三小学校と第七小学校になります。第三小学校と第七小学校につきましては、国分寺駅北口の再開発及び大型マンションの開発があり、児童数がかなり増えるだろうと予想をしておりました。しかしながら販売状況や入居の状況もございまして予想より児童数が増えませんでした。この点が推計との大きな違いと考えております。

教育長 ありがとうございます。それ以外はほぼ推計どおりということですね。

5 平成29年度第3回「いじめに関する調査」の結果について

(事務局からの説明)

指導主事 資料5をご覧ください。平成30年2月に実施しました「いじめに関する調査」の結果を御報告いたします。

前回の調査は、平成29年11月末時点の調査でしたので、今回は平成29年12月1日から平成30年2月末までを期間として調査いたしました。

調査結果です。資料右上の表をご覧ください。学校が認知したいじめの件数は、小学校が323件、中学校が17件でした。小学校、中学校ともに第2回の調査に比べて件数が減りました。例年第3回の調査では件数が減少する傾向がありますが、これは年間を通して学校いじめ防止基本方針に基づく様々な取組が行われてきたことや、各学級の中での児童・生徒のよりよい人間関係が育まれてきたことによると考えます。また前回の調査から本人が嫌な気持ちになった件はいじめとして認知するようにしたことの影響していると考えます。

例えば今回認知した中には、くすぐられた、じろじろ見られた、鬼ごっこをやりたくないけれどやらされたなど、一見するとささいなことで本人もそう感じたようなケースも含まれます。このような出来事においても教師が児童・生徒の声にしっかりと耳を傾け、丁寧に対応することでいじめの早期解決や未然防止につながっていると分析しております。

続いて、いじめられている人を知っていると答えた人数は、小学校で217人、中学校で23人となっております。この質問項目は、周囲の大人にいじめを伝えるきっかけとなり、認知につながる機会ともなるため、今回も学校ではこの項目に回答した児童・生徒に丁寧に聞き取りを行っております。

いじめの内容については、中段の表をご覧ください。小学校、中学校ともに暴言と暴力とが多く挙げられております。そのほかにはLINEのグループで嫌な気持ちになるメールを送られたという内容がありました。小学校においても、SNSに関するいじめが見られてきた点について留意し、メディアリテラシーや情報モラルの指導を引続き適切に行っていく必要があると考えております。

次に、右下の表をご覧ください。平成29年度の第2回調査でいじめと認知したケースについてのその後の状況です。被害児童、加害児童への対応だけでなく、それぞれの保護者と学校とで連携を図り、多くのケースが2月末時点までに観察中となっております。一方で対応中のケースが22件ありますので、当該児童は新年度においても注意深く見守っていく必要があります。

今年度も昨年度に引続き、いじめ防止対策の推進に努めてまいります。

(意見・質疑の要旨)

佐久間委員 前回の調査から、いじめ認知の基準が変わり、件数が増えたということですが、重大事態を招かないためにも子どもの気持ちに寄り添って初期の段階で認知するという事は大切なことだと思っております。

その上で1つ私の中で疑問が生じているので教えていただきたいのですが、子どもが嫌な気持ちになった初期の段階で、先生が関わるのが一般的になっている中で、子ども自身で人間関係の問題解決能力をどのように育てていくのかということ。いじめの内容で多く占めているのが暴言で、小学校、中学校いずれでも一番多くなっております。例えば暴言に対する指導は先生方がなさっていると思います。それは想像できるのですが、暴言を言われたことに対して対処する能力の育成というのは、どのように行っているのかを教えてください。

指導主事 言われたことに対して対処する能力の育成ということですが、各学級において日常生活の中でコミュニケーショントレーニングや、教室の中では「ふわふわ言葉」「とげとげ言葉」という言葉を用いて、道徳の学習の中でもコミュニケーションのトレーニングなどを行っております。そのような中で取り組んでいると考えております。

佐久間委員 ありがとうございます。言わないようすることも大事なのですが、言われたときに「あ、それは嫌だった」や「もっと優しく言ってほしかった」などの言葉がずっと言えて、言った子どもも「あ、ごめんね」と言えるようにしていくことで、これから子どもたちが成長して、いろいろな人間関係がある中で対処していけるように育てていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

教育長 ありがとうございます。そのような対処能力や人間関係を構築する能力、調整する能力の育成は大きな課題であると思っております。

戸塚委員 認知したいじめの内容のなかで、暴言と暴力が一番目と二番目に多いものなのですが、それぞれ例えば暴言はどのようなことを言われたのか、暴力はどのような内容なのか、もし把握していましたら教えてください。

指導主事 暴言の内容ですが、小さなものと、ささいなからかいの言葉から、大きなものと身体に関するようなからかい、そのような内容が含まれていると認知しております。暴力の内容につきましては、突き飛ばされた、体が当たった、蹴るまねをされたというものから、具体的に蹴られた、殴られたという幅広いものが含まれております。

戸塚委員 今のお話ですと、暴力の中には殴る、蹴るという程度、という言い方は語弊があるかもしれませんが、そのようなものが主で、例えば野球のバットで殴る、定規でひっぱたくという道具を使った暴力はないということでしょうか。

指導主事 殴り合いに発展をしてしまった結果、病院に行ったケースは数件こちらで把握しておりますが、それ以外特に病院に行くようなケースについては把握しておりません。道具を使ったということについてもこちらでは把握できてはいないのですが、病院に行く

ケースはないということで把握しております。

教育長 軽微なものからというところですが、特に重大案件となったものはないことを確認したいのですが。

指導主事 ただいま文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査をまとめているところなのですが、そちらで重大ケースとして挙がっているものはありませんでした。

教育長 今年度もいじめの防止に向けて、撲滅に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

6 算数教室について

(事務局からの説明)

指導主事 資料6をご覧ください。算数教室は、元横浜国立大学教授の片桐重男先生を講師として長年続いている事業でございます。今年度は資料にございますとおり、43人の申込みがあり、昨年度と比べると参加人数は2人増加しております。5月12日土曜日をスタートとして、年間10回土曜日に実施いたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 長年にわたりまして片桐先生を中心に多くの先生方にお力添えをいただいている事業でございます。

7 科学教室について

(事務局からの説明)

指導主事 資料7をご覧ください。科学教室は、ひかりプラザに科学センター事務局を置き、科学分野に造詣の深い市内外の小中学校の教員や専門家を講師に、小学校5、6年生を対象として実施しております。今年度は、5年生93人と6年生34人、計127人の申込みがございました。4月14日土曜日には、いずみホールにおいて開講式を行いました。今後5年生を対象に15回、6年生を対象に13回開催いたします。

(意見・質疑の要旨)

なし

8 国分寺市公民館運営審議会への諮問について

(事務局からの説明)

公民館課長兼本多公民館長 資料8をご覧ください。昨年7月1日に発足いたしました第2期国分寺市公民館運営審議会に諮問をいたしました。諮問は、「国分寺のまちを学び共に創りだす公民館活動の今後について」です。

第1期公民館運営審議会の答申、「地域づくりを目指した公民館のあり方」で示された6つの指標を施策に結びつけていくことが求められています。そのため具体的には3つのテーマについて審議していただき、その答申を受け、公民館の事業として取り組んでまいりたいと考えています。

具体的なテーマの第1の「サードエイジ世代の人生再設計と地域参加デビューについて」は、子育てや仕事が一段落したおおむね50代から60代の未利用者に向けて、公民館や地

域への参加を働きかける方法について審議していただきたいと考えております。

第2の「学校や地域、行政、民間団体との新たな連携と事業の推進について」は、各公民館で地域とつながる地域会議を立ち上げ大きな地域連携をつくることや、行政や地域の民間団体と連携した新たな事業展開の取組について審議していただきたいと考えております。

第3の「異世代交流や子ども主役とした地域活動の展開について」は、将来の公民館利用者である子どもに対し、公民館事業や地域活動への参加をどのように働きかけていくか、どのような取組が考えられるか、審議していただきたいと思っております。

公民館運営審議会でご審議いただき、平成31年5月までに答申をいただくようお願いいたしました。いただいた答申をもとに、公民館の施策として今後事業展開を図っていきたいと考えております。

(意見・質疑の要旨)

教育長 前回の第1期の答申を受けまして、それをより具体的に御検討いただくという内容になっております。ただ、まだまだ幅広い内容になっておりますので、しっかりと御検討いただきまとめていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いたします。

9 平成29年度寄贈図書を受領について

(事務局からの説明)

図書館課長兼本多図書館長 資料9をご覧ください。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間で5館1分館に寄附をいただいた資料の報告になっております。平成29年度は2,833冊の寄贈本をいただきまして蔵書として活用しております。内訳は、一般書910冊、文庫本416冊、児童書504冊、地域資料541冊、雑誌451冊、障害者資料4冊、CD7枚となっております。

(意見・質問の要旨)

教育長 たくさんの寄贈をいただいているということでございます。感謝申し上げたいと思います。

〔その他〕

なし

〔閉会〕

午前10時52分、教育長は閉会を宣した。

署名委員 **2 番**

4 番

調製職員